

各 保 健 所 長 殿

東京都福祉保健局感染症対策部長

(公 印 省 略)

東京都感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について

平素から、都の保健医療施策に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年 6 月 30 日付健感発 0630 第 1 号にて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（以下「届出基準」という。）の一部改正について、厚生労働省健康局結核感染症課長より通知がありました。

これに伴い、東京都感染症発生動向調査事業実施要綱（以下「都要綱」という。）について、下記のとおり改正しますので、お知らせいたします。

については、本件について、管内関係機関へ御周知いただけますよう、お願い申し上げます。

なお、公益社団法人東京都医師会、都内各病院及び診療・検査医療機関に対しましては、都から別途通知しておりますことを申し添えます。

記

1 都要綱の改正

(1) 主な改正内容

ア 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」の最終改正日の記載を更新

イ 別記様式 7 5 「新型コロナウイルス感染症 発生届」を修正

(2) 適用日

令和 4 年 6 月 30 日

(3) 新旧対照表

別添 1 のとおり

(4) 改正後全文

別添 2 のとおり

2 その他

改正後全文については、東京都感染症情報センターのホームページに掲載する予定です。[\(https://idsc.tniph.metro.tokyo.lg.jp/survey/\)](https://idsc.tniph.metro.tokyo.lg.jp/survey/)

(問合せ先)

東京都福祉保健局感染症対策部

防疫・情報管理課 防疫担当

電話：03-5320-4088

東京都感染症発生動向調査事業実施要綱

11 衛福結第680号

平成12年3月30日

最終改正 4 福保感防第1145号

令和4年6月30日

第1 趣旨及び目的

感染症発生動向調査事業については、昭和56年7月から18疾病を対象に開始され、昭和62年1月からは対象疾病を27に拡大するとともにコンピュータを用いたオンラインシステムを導入、以後、順次対象疾病の拡大を図りながら運用されてきたところである。

平成11年4月から施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)により、本事業が、事前対応型行政を重視した感染症対策の一つとして位置づけられることになった。

これを受け、本事業は、感染症の発生状況の正確な把握と分析、その結果の国民や医療関係者への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ確かな予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止するとともに、病原体情報を収集、分析することで、流行している病原体の検出状況及び特性を確認し、適切な感染症対策を立案することを目的として実施するものとする。

第2 根拠法令等

本事業の実施に当たっては、感染症法及び国の定める感染症発生動向調査事業実施要綱に基づくものとする。

第3 対象感染症

この事業の対象とする感染症は、別表1のとおりとする。

第4 実施体制

1 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

地方感染症情報センターは、東京都、特別区及び保健所政令市における患者情報、疑似症情報及び病原体情報(検査情報を含む。以下同じ。)を収集・分析し、東京都、特別区及び保健所政令市の本庁に報告するとともに、全国情報と併せて、これらを速やかに医師会等の関係機関に提供・公開するために、東京都及び各特別区内に1か所、地方衛生研究所等の中に設置されている。

基幹地方感染症情報センターである東京都健康安全研究センター(以下「健康安全

研究センター」という。)は、東京都全域の患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集・分析し、その結果を各地方感染症情報センターに送付する。

2 指定届出機関及び指定提出機関（定点）

- (1) 東京都は、定点把握対象の感染症についての、患者情報及び疑似症情報を収集するため、感染症法第14条第1項に規定する指定届出機関として、患者定点及び疑似症定点をあらかじめ選定する。
- (2) 東京都は、定点把握対象の五類感染症についての、患者の検体又は当該感染症の病原体（以下「検体等」という。）を収集するため、病原体定点をあらかじめ選定する。なお、感染症法施行規則第7条の2に規定する五類感染症については、感染症法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として、病原体定点を選定する。
- (3) 東京都は、上記（1）及び（2）に係る指定届出機関及び指定提出機関との連絡調整及び推薦等に係る業務を、東京都医師会に委託することができる。

3 感染症予防検討委員会

- (1) 東京都内における情報の収集、分析の効果的・効率的な運用を図るため、小児科、内科、眼科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、微生物学、疫学、獣医学、昆虫学等の専門家、保健所及び地方衛生研究所の代表、地域の医師会の代表等（10名程度）からなる感染症予防検討委員会を置く。
- (2) 東京都は、上記（1）に係る事務を、東京都医師会へ委託することができる。

4 検査施設

東京都内における本事業に係る検体等の検査については、健康安全研究センターにおいて実施する。健康安全研究センターは、検査施設における病原体等検査の業務管理要領（以下「病原体検査要領」という。）に基づき検査を実施し、検査の信頼性確保に努めることとする。

第5 事業の実施

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、新型インフルエンザ等感染症（別表1の118及び119に掲げるものを除く）及び指定感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第

2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日付健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知、令和4年6月30日最終改正。以下「届出基準」という。）に基づき診断した場合は、本要綱の別記様式8から9、及び11から74を用いて、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供について、依頼又は命令を受けた場合にあっては、検体等を提供する。

ウ 保健所

(ア) 届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。

また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼等するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課及び健康安全研究センターと協議する。

(イ) 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、健康安全研究センターへ検査を依頼するものとする。

(ウ) 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、地区医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し、連携を図る。

エ 健康安全研究センター

(ア) 健康安全研究センターは、管内の患者情報について保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。

(イ) 健康安全研究センターは、検体等が送付された場合にあっては、病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、保健所、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。

(ウ) 検査のうち、健康安全研究センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。

(エ) 健康安全研究センターは、患者が一類感染症と診断されている場合（疑いを含む。）又は東京都域を越えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から求められた場合にあっては、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課等と協議の上、検体等を国立感染症研究所に送付する。

(オ) 基幹地方感染症情報センターである健康安全研究センターは、東京都内のすべての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

オ 情報の報告等

(ア) 都道府県知事、保健所を設置する市又は特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）は、その管轄する区域外に居住する者について法第12条第1項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、その居住地を管轄する都道府県知事等に通報する。保健所を設置する市又は特別区の長（以下「保健所設置市等の長」という。）が通報先となる場合には、当該市・区が所在する都道府県知事にも通報する。

(イ) 保健所設置市等の長は、厚生労働大臣に対して、

- ・ 法第12条の規定による発生届出の一連の事務の中で、同条第2項の報告を行う場合
- ・ 法第15条の規定による積極的疫学調査の一連の事務の中で、同条第13項の報告を行う場合

は、併せて都道府県知事に報告する。

(ウ) 都道府県知事等は、他の都道府県知事等が管轄する区域内における感染症のまん延を防止するために必要な場合は、法第15条の規定による積極的疫学調査の結果を、当該他の都道府県知事等に通報する。保健所設置市等の長が通報先となる場合には、当該市・区が所在する都道府県知事にも通報する。

(エ) (イ)の法第12条の規定による報告について、感染症発生動向調査システムにより相互に情報を閲覧できる措置を講じた場合は、当該報告をしたものとみなす。

2 新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

新型コロナウイルス感染症又は再興型コロナウイルス感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める基準に基づき、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（以下「HER-SYS」という。）への入力により行うことを基本とするが、HER-SYSの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えない。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供について、依頼又は命令を受けた場合にあつては、検体等を提供する。

ウ 保健所

(ア) 届出を受けた保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、診断した医師の医療機関にHER-SYSの入力環境がない場合には、当該届出内容をHE

R－SYSに入力するものとする。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合には、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼等するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課及び健康安全研究センターと協議する。

(イ) 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、健康安全研究センターへ検査を依頼するものとする。

(ウ) 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、地区医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し、連携を図る。

エ 健康安全研究センター

(ア) 健康安全研究センターは、HER－SYSを活用し、管内の患者情報について保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。

(イ) 健康安全研究センターに検体等が送付された場合にあつては、病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を經由して診断した医師に通知するとともに、保健所、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。

(ウ) 検査のうち、健康安全研究センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。

(エ) 基幹地方感染症情報センターである健康安全研究センターは、HER－SYS等の活用により、東京都内のすべての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を公表される都道府県情報及び全国情報と併せて、ホームページへの掲載等の適切な方法により、保健所等の関係機関に提供・公開する。

オ 福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課は、保健所等がHER－SYSに入力した情報、健康安全研究センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

カ 情報の報告等

(ア) 都道府県知事等は、その管轄する区域外に居住する者について法第12条第1項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、その居住地を管轄する都道府県知事等に通報する。保健所設置市等の長が通報先となる場合には、当該市・区が所在する都道府県知事にも通報する。

(イ) 保健所設置市等の長は、厚生労働大臣に対して、

- ・ 法第12条の規定による発生届出の一連の事務の中で、同条第2項の報告を行う場合
- ・ 法第15条の規定による積極的疫学調査の一連の事務の中で、同条第13項の報告を行う場合

は、併せて都道府県知事に報告する。

(ウ) 都道府県知事等は、他の都道府県知事等が管轄する区域内における感染症のまん延を防止するために必要な場合は、法第15条の規定による積極的疫学調査の結果を、当該他の都道府県知事等に通報する。保健所設置市等の長が通報先となる場合には、当該市・区が所在する都道府県知事にも通報する。

(エ) (ア) から (ウ) の報告等について、HER-SYSにより相互情報を閲覧できる措置講じた場合は、当該報告等をしたものとみなす。

キ その他

病原体検査を行政検査として医療機関に委託している場合には、当該医療機関において、保健所及び都道府県等に必要な情報提供を行うこと。当該情報共有は、HER-SYSへの入力により行うことを基本とすること。

3 全数把握対象の五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるものを除く。）

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

全数把握対象の五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるものを除く。）を届出基準に基づき診断した医師は、国の定める届出基準の別記様式5-1から5-11、5-13から5-15、5-17から5-21、5-24並びに本要綱の別記様式10を用いて、7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依頼を受けた場合にあっては、検体等について、保健所に協力し、提供する。

ウ 保健所

(ア) 届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。

また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課及び健康安全研究センターと協議する。

(イ) 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、健康安全研究センターへ検査を依頼するものとする。

(ウ) 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、指定届出

機関、指定提出機関その他の関係医療機関、地区医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し、連携を図る。

エ 健康安全研究センター

- (ア) 健康安全研究センターは、管内の患者情報について保健所からの入力があり次第、登録情報の確認を行う。
- (イ) 健康安全研究センターは、検体等が送付された場合にあつては、病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を經由して診断した医師に通知するとともに、保健所、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。
- (ウ) 検査のうち、健康安全研究センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。
- (エ) 健康安全研究センターは、東京都域を越えた感染症の集団発生があつた場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあつては、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課等と協議の上、検体等を国立感染症研究所に送付する。
- (オ) 基幹地方感染症情報センターである健康安全研究センターは、東京都内のすべての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

4 定点把握対象の五類感染症

(1) 対象とする感染症患者の状態

各々の定点把握対象の五類感染症について、届出基準を参考とし、当該疾病の患者と診断される場合とする。

(2) 定点の選定

ア 患者定点

定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、東京都は次の点に留意し、関係医師会の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ東京都全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。

(ア) 小児科定点

対象感染症のうち、別表1の88から99までに掲げるものについては、小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、インフルエンザ定点として協力するよう努めること。

(イ) インフルエンザ定点

対象感染症のうち、別表1の100に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエン

ザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。)については、前記(ア)で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標ぼうする医療機関(主として内科医療を提供しているもの)を内科定点として指定し、両者を合わせてインフルエンザ定点とする。

(ウ) 眼科定点

対象感染症のうち、別表1の101及び102に掲げるものについては、眼科を標ぼうする医療機関(主として眼科医療を提供しているもの)を眼科定点として指定する。

(エ) 性感染症定点

対象感染症のうち、別表1の103から107までに掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科(産婦人科系)、医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、泌尿器科又は皮膚科を標ぼうする医療機関(主として各々の標ぼう科の医療を提供しているもの)を性感染症定点として指定する。

(オ) 基幹定点

対象感染症のうち、別表1の100に掲げるインフルエンザ(届出基準はインフルエンザ定点と異なり、入院患者に限定される)、別表1の108から115までに掲げるものについては、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって、内科及び外科を標榜する病院(小児科医療と内科医療を提供しているもの)を二次医療圏毎に1か所以上、基幹定点として指定する。

イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、東京都は次の点に留意し、関係医師会の協力を得て、病原体定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ東京都全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。

(ア) 医療機関を病原体定点として選定する場合は、原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定する。

(イ) アの(ア)により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点とし、別表1の88から99までを対象感染症とする。

(ウ) アの(ア)及び(イ)により選定された患者定点の概ね10%をインフルエンザ病原体定点とし、別表1の100を対象感染症とする。また、インフルエンザ病原体定点を、感染症法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定する。

(エ) アの(ウ)により選定された患者定点の中から眼科病原体定点を選定し、別表1の101及び102を対象感染症とする。

(オ) アの(エ)により選定された患者定点の中から性感染症病原体定点を選定し、別表1の103から107を対象感染症とする。

(カ) アの(オ)により選定された患者定点の中から基幹病原体定点を選定し、別表1の100に掲げるインフルエンザ(入院患者に限る。)、別表1の108から115までを対象感染症とする。

(3) 調査単位等

ア 患者情報

調査単位の期間等は、別表2のとおりとする。

イ 病原体情報

病原体情報のうち、(2)のイの(ウ)により選定された病原体定点に関するものについては、別表1の100に掲げるインフルエンザの流行期((2)のアの(イ)により選定された患者定点あたりの患者発生数が東京都全体で1を超えた時点から1を下回るまでの間)には1週間(月曜日から日曜日)を調査単位とし、非流行期(流行期以外の期間)には各月を調査単位とする。その他病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

(4) 実施方法

ア 患者定点

(ア) 患者定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時において、届出基準を参考とし、患者発生状況の把握を行うものとする。

(イ) (2)のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、届出基準に従い、それぞれの調査単位の患者発生状況を別記様式2から7に記載する。

(ウ) (イ)の届出に当たっては、感染症法施行規則第7条に従い行うものとする。

イ 病原体定点

(ア) 病原体定点として選定された医療機関は、必要に応じて病原体検査のために検体等を採取する。

(イ) 病原体定点は、検体等について、別記様式1の検査票を添付し、速やかに健康安全研究センターへ送付する。

(ウ) (2)のイの(イ)により選定された病原体定点においては、別表1の88から97までの対象感染症のうち、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付するものとする。

(エ) (2)のイの(ウ)により選定された病原体定点においては、別表1の100に掲げるインフルエンザ(インフルエンザ様疾患を含む。)について、調査単位ごとに、少なくとも1検体を送付するものとする。

ウ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依頼を受けた場合

にあつては、検体等について、保健所に協力し、提供する。

エ 保健所

(ア) 保健所は、患者定点から得られた患者情報が週単位の場合は調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の3日までに、感染症発生动向調査システムに入力するものとし、併せて、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報については、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課及び健康安全研究センターに報告する。

また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課及び健康安全研究センターと協議する。

(イ) 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、健康安全研究センターへ検査を依頼するものとする。

(ウ) 保健所は、定点把握の対象の五類感染症の発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、地区医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し、連携を図る。

オ 健康安全研究センター

(ア) 健康安全研究センターは、管内の患者情報について保健所からの入力があり次第、登録情報の確認を行う。

(イ) 健康安全研究センターは、別記様式1の検査票及び検体又は病原体情報が送付された場合にあつては、当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式1により保健所、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課に送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。

(ウ) 検査のうち、健康安全研究センターにおいて実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。

(エ) 健康安全研究センターは、東京都域を越えた感染症の集団発生があつた場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあつては、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課等と協議の上、検体等を国立感染症研究所に送付する。

(オ) 基幹地方感染症情報センターである健康安全研究センターは、東京都内のすべての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

5 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(1) 対象とする疑似症の状態

各々の疑似症について、届出基準を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。

(2) 疑似症定点の選定

東京都は、関係医師会の協力を得て、国の定める感染症発生動向調査事業実施要綱第5の4(2)に定める基準を満たす医療機関の中から疑似症定点を選定する。また、疑似症定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ東京都全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。

(3) 調査単位

調査単位の期間等は、別表3のとおりとする。

(4) 実施方法

ア 疑似症定点

(ア) 疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時において、届出基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。

(イ) 疑似症定点として選定された医療機関は、届出基準に従い、直ちに疑似症発生状況を国の定める届出基準の別記様式6-7に記載する。なお、届出に当たっては、感染症法施行規則第7条に従い行うものとする。

イ 保健所

(ア) 保健所は、疑似症定点から得られた疑似症情報を、随時福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課に報告する。

また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報については、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課及び健康安全研究センターに報告する。

(イ) 保健所は、疑似症の発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、地区医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し、連携を図る。

ウ 福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課

福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課は保健所から得られた疑似症情報を健康安全研究センターに報告する。

エ 健康安全研究センター

基幹地方感染症情報センターである健康安全研究センターは、東京都内のすべての疑似症情報を収集し、汎用サーベイランスシステムに入力する。また、当該情報を分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

6 その他

(1) 上記の実施方法以外の部分について、必要と認められる場合には、東京都の実情

に応じた追加を行い、地域における効果的・効率的な感染症発生動向調査体制を構築していくこととする。

(2) 感染症発生動向調査のために取り扱うこととなった検体等については、感染症の発生及びまん延防止策の構築、公衆衛生の向上のために使用されるものであり、それ以外の目的のために用いてはならない。また、検体採取の際には、その使用目的について説明の上、できるだけ、本人等に同意をとることが望ましい。なお、上記に掲げる目的以外の研究に使用する場合は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等の規定に従い行うものとする。

(3) 本実施要綱に定める事項以外の内容については、必要に応じて福祉保健局長が定めることとする。

7 特別区及び保健所政令市との関係

東京都は、本事業を実施するため特別区及び保健所政令市と協議し、連携を図るものとする。

附 則

この実施要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成15年11月5日から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成18年6月12日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成19年6月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この実施要綱は、平成20年1月31日から施行し、同年1月1日から適用する。

附 則

- この実施要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、平成20年7月1日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、平成22年3月16日から施行し、同年3月11日から適用する。
- 附 則
この実施要綱は、平成23年2月1日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、平成23年9月5日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、平成25年5月22日から施行し、同年5月6日から適用する。
- 附 則
この実施要綱は、平成25年10月14日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、平成26年6月12日から施行し、同年5月12日から適用する。
- 附 則
この実施要綱は、平成26年8月13日から施行し、同年7月26日から適用する。
- 附 則
この実施要綱は、平成26年9月19日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、平成27年2月25日から施行し、同年1月21日から適用する。
- 附 則
この実施要綱は、平成27年5月21日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、平成28年1月1日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、平成28年2月15日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則
この実施要綱は、平成30年1月1日から施行する。
- 附 則

この実施要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和2年2月3日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和2年5月13日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和2年6月24日から施行し、5月29日から適用する。

附 則

この実施要綱は、令和2年6月25日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和2年10月2日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和2年10月14日から施行する。

附 則

この実施要綱は、令和3年3月31日から施行し、同年2月13日から適用する。

附 則

この実施要綱は、令和3年6月18日から施行し、同年6月3日から適用する。

附 則

この実施要綱は、令和3年12月14日から施行し、同年12月1日から適用する。

附 則

この実施要綱は、令和4年3月31日から施行し、同年3月17日から適用する。

附 則

この実施要綱は、令和4年6月30日から施行する。

東京都感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1から第4まで（現行のとおり）</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、<u>新型インフルエンザ等感染症（別表1の118及び119に掲げるものを除く）</u>及び指定感染症</p> <p>（1）調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断した医師</p> <p>一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、<u>新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日付健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知、令和4年6月30日最終改正。以下「届出基準」という。）に基づき診断した場合は、本要綱の別記様式8から9、及び11から74を用いて、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。</u></p> <p>イ～オ（現行のとおり）</p> <p>2～7（現行のとおり）</p> <p>附 則 （現行のとおり）</p> <p><u>附 則</u> この実施要綱は、<u>令和4年6月30日から施行する。</u></p> <p>別表1～3（現行のとおり）</p>	<p>第1から第4まで（略）</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、<u>新型インフルエンザ等感染症（別表1の118及び119に掲げるものを除く）</u>及び指定感染症</p> <p>（1）調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断した医師</p> <p>一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、<u>新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日付健感発第0308001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知、令和4年3月17日最終改正。以下「届出基準」という。）に基づき診断した場合は、本要綱の別記様式8から9、及び11から74を用いて、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。</u></p> <p>イ～オ（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p>別表1～3（略）</p>

別記様式一覧 (現行のとおり)

別記様式 1 ～ 7 4 (現行のとおり)

別記様式一覧 (略)

別記様式 1 ～ 7 4 (略)

【別添】 HER-SYS入力及び発生届記載時の留意事項

【HER-SYS入力方法】

- 入力方法への大きな仕様変更はありません。
- 届出様式の改正に伴い、届出様式の項目が入力画面上部に、様式外の項目が入力画面下部にまとめられました。
- 入力方法が変更になった項目については、以下のとおりです。

【発生届（国様式部分）項目のうち入力方法変更箇所等①】

当該者情報

フリガナ

当該者氏名

性別

男 女 その他

生年月日

西暦

診断時の年齢（0歳は月齢）

当該者所在地

郵便番号 都道府県 市区町村 丁目番地

電話番号1

担当保健所

住民登録上の住所は届出項目の簡素化により、紙の届出様式（国様式）から削除されておりますが、各種書類の作成・送付等に必要の情報であるため、都追加項目として都独自様式に定めております。
HER-SYSの入力項目は所在地入力欄の下部に存置されているため、引き続き入力をお願いします。

当該者住所

郵便番号 都道府県 市区町村 丁目番地

※住民票のある住所等

当該者所在地と同じ

電話番号2

09012345678

電話番号1と同じ

保護者氏名

保護者電話番号

09012345678

※保護者氏名、電話番号は患者が未成年の場合のみ記入

電話番号1と同じ

「保護者住所」欄は削除されました。

【別添】 HER-SYS入力及び発生届記載時の留意事項

【発生届（国様式部分）項目のうち入力方法変更箇所等②】

「初診年月日」・「感染したと推定される年月日」が削除され
「検体採取日※診断の根拠となったもの」が追加されました。
それぞれの日付をカレンダーから選択してください。

診断情報

診断（検案）年月日	日付選択	
検体採取日 （診断の根拠となったもの）	日付選択	※みなし等で検体採取をしていない場合は、診断年月日を入力してください
発病年月日 （有症状の場合）	日付選択	※患者（確定例）を診断した場合にのみ入力すること
死亡年月日 （死亡者検案の場合）	日付選択	

新型コロナウイルスワクチン接種歴 ※ワクチン接種回数が0の場合は「0」と選択し、不明の場合は「不明」と選択

接種回数 回

新型コロナウイルスワクチン接種歴

接種回数 ※未接種の場合、ワクチン接種回数は0を選択して下さい

回

直近の新型コロナウイルスワクチン接種年月日

接種年月日 ※カレンダーからも入力可能です

直近に接種した新型コロナウイルスワクチン
※リストにないワクチンの場合は下記のその他に記入

その他

新型コロナウイルスワクチン接種歴については、各回の接種情報を入力する方式から
接種回数及び直近の接種情報（接種日・ワクチンの種類）を選択する方式に変更になりました。

【発生届（国様式部分）項目のうち入力方法変更箇所等③】

重症化のリスク因子となる疾患等

※該当するものにチェックを入れ、下記以外の因子があればその他に記入

重症化リスク因子となる疾患等の有無

	<input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有	
悪性腫瘍	<input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有	
慢性呼吸器疾患 (COPD等)	<input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有	※慢性閉塞性肺疾患、間質性肺疾患、肺塞栓症、肺高血圧症、気管支拡張症等
慢性腎臓病	<input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有	
心血管疾患	<input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有	
脳血管疾患	<input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有	
喫煙歴	<input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有	
高血圧	<input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有	
糖尿病	<input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有	
脂質異常症	<input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有	
肥満 (BMI30以上)	<input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有	
臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用、その他の事由による免疫機能の低下	<input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有	
妊娠	<input type="radio"/> 無	<input type="radio"/> 有	
※その他	<input type="text"/>		

「重症化リスク因子」の項目が変更されました。
「心血管疾患」、「脳血管疾患」、「臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用、その他の事由による免疫機能の低下」、「妊娠」が追加されました。

【別添】 HER-SYS入力及び発生届記載時の留意事項

【発生届（国様式部分）項目のうち入力方法変更箇所等④】

発生届出時点の重症度（新型コロナウイルス感染症診療の手引きによる。）

重症度 軽症 中等症I（呼吸不全なし） 中等症II（呼吸不全あり） 重症 無症状

発生届出時点の入院の必要性 無 有

発生届出時点の入院 無 有

「症状」が任意入力項目に変更になったことに伴い、「無症状」の選択肢が追加されました。

【別添】 HER-SYS入力及び発生届記載時の留意事項

- 届出様式の改正に伴い、様式外の項目はHER-SYS上、入力画面下部に任意入力項目としてまとめられています。
- 都における新型コロナウイルス感染症対策に必要な項目については、都独自の発生届様式に追加項目として定めておりますので、都追加項目と対応している下記項目については、以下のとおり、引き続き入力をお願いします。

【都追加項目と対応している入力項目①】

当該者情報

郵便番号	都道府県	市区町村	丁目番地
その他の住所	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<small>※当該者所在地・当該者住所とは異なる居住地が存在する場合に記入</small>			
当該者所在地と同じ <input type="checkbox"/>			
電話番号3	<input type="text" value="09012345678"/>		
電話番号1と同じ <input type="checkbox"/>			
職業	<input type="text"/>		

届出患者職業を入力してください。
特に高齢者・障害者（児）施設、医療機関、保育所等に従事している場合は、入力をお願いします。

診断方法

検査方法	検体	検体採取日	陰性	陽性	その他
検査	<input type="text"/>	<input type="text" value="日付選択"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
自由記述欄	<input type="text"/>				

診断の根拠となった検査の「検査方法」を選択してください。

※検体採取日については、「診断の根拠となった検体の検体採取年月日」が自動反映されます。

【別添】 HER-SYS入力及び発生届記載時の留意事項

【都追加項目と対応している入力項目②】

症状	
発熱	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 症状なし
咳	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有
咳以外の急性呼吸器症状	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有
肺炎像	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有
重篤な肺炎	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有
急性呼吸窮迫症候群	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有
多臓器不全	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有
全身倦怠感	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有
頭痛	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有
嘔気/嘔吐	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有
下痢	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有
結膜炎	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有
嗅覚・味覚障害	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有
咽頭痛	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有
酸素飽和度（室内気）	<input type="text"/> %
その他症状	<input type="text"/>

診断時に発現していた症状を選択してください。
酸素飽和度（室内気）は100以下の整数を入力してください。
選択肢以外の症状がある場合は、「その他症状」欄に詳細を入力してください。

【別添】 HER-SYS入力及び発生届記載時の留意事項

【都追加項目と対応している入力項目③】

届出患者の感染原因を入力します。
確度（確定・推定・不明）を選択後
感染源の種類・状況、接触した人・物の種類・
状況等をできるだけ具体的に入力してください。

感染経路分析

リンクの有無

リンクなし リンクあり 調査中

※積極的疫学調査の結果を記入してください

感染原因・感染経路

確定 推定 不明

- 1. 飛沫・飛沫核感染
- 2. 接触感染
- 3. その他

感染場所

確定 推定 不明

日本国内	都道府県	市区町村
	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	場所区分	場所名称
	<input type="text"/>	<input type="text"/>
国外	国	詳細地域
	<input type="text" value="国名を入力"/>	<input type="text"/>
渡航期間	出国日	入国日
	<input type="text" value="日付選択"/>	~ <input type="text" value="日付選択"/>

パスポート番号
(旅券番号)

医師が必要と認める事項

届出患者の感染場所を入力します。
確度（確定・推定・不明）を選択後
感染場所をできるだけ具体的に入力してください。
国外が感染場所の場合は、渡航期間をカレンダー
から選択してください。

当該届出患者に対する健康観察を、自医療機関において実施していただける場合は、
「**自医療機関で健康観察を実施**」と入力してください。

【別添】 HER-SYS入力及び発生届記載時の留意事項

【発生届（国届出様式部分）】

別記様式 7.5

新型コロナウイルス感染症 発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿
 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

（*）欄は、該当する番号を右側に記入

報告年月日	2	0			年				月			日
-------	---	---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

医師の氏名													
従事する病院・診療所の名称													
上記病院・診療所の所在地（※1）													
電話番号（※1）													※1 病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記入（電話番号はハイフンは含まない）

診断（検案）した者（死体）の類型（*）												
1. 患者（確定例）、2. 無症状病原体保有者、3. 疑似症患者（※2）、4. 感染症死亡者の死体、5. 感染症死亡疑い者の死体												
※2 疑似症患者について、入院を要し												

届出時点で患者が居住している住所を記載してください。
 住民登録のある住所が異なる場合は、都様式欄に住民登録上の住所を記載してください

フリガナ																																																		
当該者氏名																																																		
生年月日（西暦）													年									月									日	診断時の年齢（※3）									歳									カ月

当該者所在地（※4）	〒												※3 月齢は0歳児のみ記入、右詰めに記入
当該者電話番号（※5）													※4 届出時点で当該者が居住している住所を記入

保護者氏名（※6）													
保護者電話番号（※5, 6）													※5 電話番号は、連絡が取れる番号（携帯電話番号を推奨）、左詰めに記入（ハイフンは含まない） ※6 保護者氏名および電話番号は、患者が未成年の場合のみ記入

診断（検案）年月日	2	0			年				月			日
診断の検案となった検体の採取年月日（※7）	2	0			年				月			日
発病年月日（有症状の場合）	2	0			年				月			日
死亡年月日（死亡者検案の場合）	2	0			年				月			日

※7 疑似症患者の検体採取年月日は、診断（検案）年月日を記入

ワクチン接種回数（※8）		回	直近の新型コロナウイルスワクチン接種年月日	2	0				年				月			日
直前に接種した新型コロナウイルスワクチン（*）（注）下記以外のワクチン接種の場合は6. その他に記入																
1. ファイザー、2. モデルナ、3. アストラゼネカ、4. ノババックス、5. 不明																
6. その他																

※8 ワクチン接種回数が0の場合は「0」と記入し、不明の場合は「不明」と記入

重症化のリスク因子となる疾病等の有無（注）該当する番号の横に✓、下記以外のリスク因子があれば13. その他に記入												
1. 悪性腫瘍、2. 慢性呼吸器疾患（COPD等）（※9）、3. 慢性腎臓病、4. 心血管疾患、5. 脳血管疾患、6. 喫煙歴、7. 高血圧、8. 糖尿病、9. 脂質異常症、10. 肥満（BMI30以上）、11. 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下、12. 好癌												
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13. その他

※9 慢性閉塞性肺疾患、間質性肺疾患、肺塞栓症、肺高血圧、気管支拡張症等

届出時点の重症度（「新型コロナウイルス感染症診療の手引き」による。）（*）												
1. 軽症、2. 中等症Ⅰ（呼吸不全なし）、3. 中等症Ⅱ（呼吸不全あり）、4. 重症、5. 無症状、												
届出時点の入院の必要性の有無（*）												
1. 有、2. 無												
届出時点の入院の有無（*）												
1. 有、2. 無												

この届出は診断後直ちに行ってください

【別添】 HER-SYS入力及び発生届記載時の留意事項

【発生届（都追加項目部分）】

- 都における新型コロナウイルス感染症対策に必要な項目については、感染症法第15条に基づく調査として、都独自の発生届様式に追加項目として定めておりますので、可能な限り記入をお願いします。
- 記載に際しての留意事項は下記のとおりです。

届出時点の患者の居所と住民登録のある住所が異なる場合は、住民登録上の住所等を記載してください。

診断の根拠となった検査方法（国様式の「診断の根拠となった検体の採取日」に係る検査方法）の種別に「○」を記載してください。

下記の項目は、感染症法第15条に基づく調査として情報提供を求め、患者の療養調整や感染源の推定等に用いるものです。可能な限り、ご記入願います。

・当該者職業（ ）

・当該者住所（所在地と異なる場合記載）（ ） 電話：（ ） - （ ）

・症状（該当に○、15は数値を記入）：1.発熱、2.咳、3.咳以外の急性呼吸器症状、4.肺炎像、5.重篤な肺炎、6.急性呼吸窮迫症候群、7.多臓器不全、8.全身倦怠感 9.頭痛、10.嘔気/嘔吐、11.下痢、12.結膜炎、13.嗅覚・味覚障害、14.咽頭痛、15.酸素飽和度（室内気） %、16.その他（ ） 17.症状なし

・診断の根拠となった検査種別（該当に○）：1.核酸増幅法、2.抗原定性検査、3.抗原定量検査、4.分離同定

・感染経路（該当に○）（確定・推定・不明）（飛沫感染・接触感染・その他〔 〕）

感染源・状況等（ ）

・感染地域（該当に○）（確定・推定・不明）

1 日本国内（ 都道府県 区市町村 場所名称（ ））

2 国外（国： 詳細地域： ）、出/入国日（20 . . . /20 . . . ）

・自医療機関における健康観察実施の有無（該当に○）（有・無）

当該届出患者に対する健康観察を、自医療機関において実施していただける場合は、「有」に「○」を記載してください。

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

（ 公 印 省 略 ）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項

及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和 4 年 3 月 17 日付け健感発 0317 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等をお示ししているところです。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 102 号）が公布されたことに伴い、届出通知における新型コロナウイルス感染症の発生届出について別紙のとおり改正することとしました。

当該改正の概要等については、下記のとおりであり、併せて当該改正に関する Q & A を別紙のとおり作成いたしましたので、御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 改正概要

別記様式 6 - 1（発生届）について、次の改正を行うもの。

- ・ 「当該者職業」、「当該者住所」、「症状」、「診断方法」、「初診年月日」、「感染したと推定される年月日」、「感染原因・感染経路・感染地域」、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての時限的・特例的な取扱いによる電話や情報通信機器を用いた診療の有無」を削除した。
- ・ 「性別」欄の選択肢に、「その他」を追記した。
- ・ 「届出時点の重症度（「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」による。）」

欄の選択肢に、「無症状」を追記した。

- ・ 「重症化のリスク因子となる疾病等の有無」欄の選択肢に、「心血管疾患」及び「脳血管疾患」を追記し、当該欄の選択肢の「慢性閉塞性肺疾患（COPD）」を「慢性呼吸器疾患（COPD等）」へ変更した。
- ・ その他、所要の改正を行った。

2 適用日

本日より適用する。

新旧対照表

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」

改正後

(別紙)

医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準第1〜7(略)
別記様式1〜5(略)
別添様式6-1

別記様式6-1 新型コロナウイルス感染症 発生届. 都道府県知事(保健所設置市長・特別区長) 宛. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項(同条第8項において準用する場合を含む。)

この届出は診断後直ちに行ってください

現行

(別紙)

医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準第1〜7(略)
別記様式1〜5(略)
別添様式6-1

別記様式6-1 新型コロナウイルス感染症 発生届. 都道府県知事(保健所設置市長・特別区長) 宛. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項(同条第8項において準用する場合を含む。)

この届出は診断後直ちに行ってください

1. 今回の発生届出改正の趣旨を教えてください。

(答)

発生届は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条第1項に基づき、医師に対し、全国一律に罰則付きの届出義務が課せられるものであるところ、今回の見直しは、感染者が増加した場合でも発生動向を適切・迅速に把握するため、その項目を保健所等による健康観察の支援が適切に行われるために必要な項目に最小化し、届出様式を簡素化するものです。

2. 改正後の様式では、感染原因・感染経路に関する項目が見直されています。今回の発生届の改正に伴い、保健所における積極的疫学調査の対応方針に変更はあるのでしょうか。

(答)

今般の改正の趣旨は、1でお答えしたとおりであり、新型コロナウイルス感染症に関する積極的疫学調査については、「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和4年3月16日（令和4年3月22日一部改正）付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「積極的疫学調査事務連絡」という。）においてお示ししたとおり、地域の実情に応じ、ハイリスク施設に集中的に実施するとの方針に変わりありません。

保健所による積極的疫学調査は、引き続き、上記の方針を踏まえ実施していただくとともに、実施した場合のHER-SYS（新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理システム）入力（今回届出義務項目ではなくなる感染原因・感染経路等も、任意項目として存置しています。）についても引き続き行っていただくようお願いいたします。

3. 改正後の発生届出では、当該者の職業に関する項目が見直されています。今回の発生届様式の改正に伴い、ハイリスク施設への支援及び介入の対応方針に変更はあるのでしょうか。

(答)

積極的疫学調査事務連絡においてお示ししたとおり、ハイリスク施設における感染者の発生に当たっては、発生届とは別に、当該施設からの報告を求め、都道府県及び都道府県感染制御・業務継続支援チーム等による調査を集中的に実施す

ることにより、ハイリスク者との間での感染拡大を防止することとしており、この方針に変わりありません。

4. 改正後の発生届出では、症状に関する項目が見直されています。今回の発生届の改正に伴い、保健所における入院調整の対応方針に変更はあるのでしょうか。

(答)

感染症法に基づく入院勧告・措置の対象については、現在、基礎疾患のある方、高齢者、重症・中等症の者、医師が入院を必要と判断する者等となっており、同法に基づく入院対象の選定に必要な事項は引き続き、届出事項となっています。入院調整についても、当該事項の範囲内で行うことが考えられますが、地域の実情に応じ、届出事項を追加して入院調整を行う場合には、自治体独自の発生届様式により管内医療機関からの報告を求めることも可能と考えられます。

なお、保健所との緊密な連携の下、入院調整を医療機関間で行っている事例に関して、「小児の新型コロナウイルス感染症対応について」（令和4年6月20日付け事務連絡）において「都道府県が地域の小児医療の基幹病院の医師等を入院調整に係るアドバイザーとして指定し、診療所等の医師が入院が必要と判断した小児について、アドバイザーが病状に応じた適切な宿泊療養施設・医療機関の選定、転院の調整等を支援する仕組みの構築」等の取組をお示ししたところで、こちらも参考にしてください。

5. 診断（検案）した者（死体）の類型に関する項目の選択肢、疑似症患者の運用に変更はあるのでしょうか。

(答)

今回の発生届の見直しに伴って新型コロナウイルス感染症の診断基準を見直すこととはしていません。これまでどおり、検査陽性となり、医師が診断した者については、患者（確定例）として発生届を出していただくことに変わりありません。

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」（令和4年1月24日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）においてお示している通り、同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合の臨床症状で診断（「疑似症患者」として）する取扱いについては、現在も、診療・検査医療機関がひっ迫し、受診に一定の時間を要する状況となっている場合の取扱いです。

6. 今回の発生届出の見直しに伴い、様式も改正されることとなりますが、改正後の様式は、いつから活用可能でしょうか。

(答)

改正後の様式は、6月30日からご活用いただけます。ただし、HER-SYSにおいて、「報告年月日」に6月29日までの日付を入力した場合は改正前の様式、6月30日以降の日付を入力した場合は改正後の様式が表示されるように設定されています。

7. 6月30日より前に発生した陽性者を6月30日以降に遅れて届け出る場合、新しい様式にて届出が可能でしょうか。

(答)

6月30日より前に発生した陽性者を遅れて届け出る場合、実際に届け出る報告年月日を入力し登録ください。

8. 今回の様式改正に伴い、医療機関や保健所にOCR導入を義務づけるものでしょうか。また、医療機関から保健所へFAXでの送付を推奨する意図があるのでしょうか。

(答)

今回の様式改正は、OCRによる読み取りを義務づけるものではありません。

また、「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」（令和4年2月9日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）においてお示ししたとおり、HER-SYSによる届出の徹底についてお願いしているところ、その方針に変わりはありません。関係各所への案内についても同様の案内及びご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症 発生届

都道府県知事(保健所設置市長・特別区長) 殿
 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、以下のとおり届け出る。

(*)欄は、該当する番号を右欄に記入

報告年月日 2 0 年 月 日

医師の氏名	
従事する病院・診療所の名称	
上記病院・診療所の所在地(※1)	
電話番号(※1)	※1病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記入(電話番号はハイフンは含まない)

診断(検案)した者(死体)の類型(*)

1. 患者(確定例)、2. 無症状病原体保有者、3. 疑似症患者(※2)、4. 感染症死亡者の死体、5. 感染症死亡疑い者の死体

※2疑似症患者について、入院を要しないと認められる場合は、発生届の提出は不要

フリガナ		性別(*)	
		1. 男、2. 女、3. その他	
当該者氏名			
生年月日(西暦)	年	月	日
当該者所在地(※4)	〒	-	※3 月齢は0歳児のみ記入、右詰めに記入
当該者電話番号(※5)	※4 届出時点で当該者が居住している住所を記入		
保護者氏名(※6)			
保護者電話番号(※5, 6)	※5 電話番号は、連絡が取れる番号(携帯電話番号を推奨)、左詰めに記入(ハイフンは含まない) ※6 保護者氏名および電話番号は、患者が未成年の場合のみ記入		

診断(検案)年月日	2	0	年	月	日
診断の根拠となった検体の採取年月日(※7)	2	0	年	月	日
発病年月日(有症状の場合)	2	0	年	月	日
死亡年月日(死亡者検案の場合)	2	0	年	月	日

※7 疑似症患者の検体採取年月日は、診断(検案)年月日を記入

ワクチン接種回数(※8)	回	直近の新型コロナウイルスワクチン接種年月日	2	0	年	月	日
直近に接種した新型コロナウイルスワクチン(*) (注) 下記以外のワクチン接種の場合は6. その他に記入							
1. ファイザー、2. モデルナ、3. アストラゼネカ、4. ノババックス、5. 不明							
6. その他							

※8 ワクチン接種回数が0の場合は「0」と記入し、不明の場合は「不明」と記入

重症化のリスク因子となる疾病等の有無 (注) 該当する番号の横に✓、下記以外のリスク因子があれば13. その他に記入												
1. 悪性腫瘍、2. 慢性呼吸器疾患(COPD等)(※9)、3. 慢性腎臓病、4. 心血管疾患、5. 脳血管疾患、6. 喫煙歴、7. 高血圧、8. 糖尿病、9. 脂質異常症、10. 肥満(BMI30以上)、11. 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由による免疫機能の低下、12. 妊娠												
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
13. その他												

※9 慢性閉塞性肺疾患、間質性肺疾患、肺塞栓症、肺高血圧、気管支拡張症等

届出時点の重症度(「新型コロナウイルス感染症診療の手引き」による。)(*)	
1. 軽症、2. 中等症Ⅰ(呼吸不全なし)、3. 中等症Ⅱ(呼吸不全あり)、4. 重症、5. 無症状	
届出時点の入院の必要性の有無(*)	届出時点の入院の有無(*)
1. 有、2. 無	1. 有、2. 無

この届出は診断後直ちに行ってください